

密漁を 許さない

漁業法の改正により、密漁に対する罰則が厳しくなります。

【罰則の強化】 最大で3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金

【罰則対象者】 密漁者および流通者（運搬、保管、取得、又は処分の媒介・あっせん）

【取締り強化】 水産庁をはじめ海上保安庁、警察や都道府県の関係機関、漁業関係者と連携して監視・取締りを強化

詳しくは水産庁Webサイトへ

🔍 水産庁 密漁対策

